

参考事案、法令等

目次

第1 通報に係る情報の保護について.....	2
1 国会における議論.....	2
2 通報に係る情報の保護が問題となった主な事案.....	5
3 公益通報に関する労働者の意識.....	7
4 守秘義務に関する法律.....	7
5 通報に係る情報の保護に関する海外の法令.....	14
第2 外部通報の要件について.....	15
1 国会における議論.....	15
2 守秘義務の有無と通報の違法性阻却を関連させた裁判例.....	16
3 情報提供と事業者の利益侵害との相当因果関係の判断基準を示した裁判例.....	17
4 通報対象事実の真実相当性、証拠等を求めている行政機関の例.....	19
5 行政機関の調査の着手にあたり真実相当性を法律上求めない例.....	20
6 緩やかな判断基準を用いたと考えられる裁判例.....	20
7 外部通報の要件に関する海外の法令.....	23
8 取締役の外部通報を保護するための要件について.....	25

第1 通報に係る情報の保護について

1 国会における議論（下線は引用者）

■第159回国会 衆議院内閣委員会 第16号平成十六年五月二十一日

○原口委員

もう時間が限られてきましたから、またもう一つ大事な点をお聞きしますが、例えば、通報を受けた事業者が通報者の氏名などの個人情報を社内に流布する行為というのは、本法案では禁止しているのでしょうか。また、事業者や行政機関が通報者の氏名など個人情報を漏らさないように、本法案で担保しているのでしょうか。

これは所管が違いますけれども、行政機関の個人情報保護法では、行政機関が通報者の個人情報を漏らした場合の違反にはならない。あれは、データベースを五千件以上持っていて、そしてそれを外に出した云々という、数の要件があったというふうに思います。

通告をした人がその個人情報を外に漏らされるほど厳しい話はないわけです。名前を出しているわけです、今回の法案の場合は。実名ですよ。この点についてどのように担保しているのか、あるいは、この法案でカバーできているということであれば、大臣に御通告申し上げた問いの十と十一ですが、お答えをいただきたいと思います。

○竹中国務大臣

原口委員の今のお尋ねは、要は、通報を受けた事業者が通報者の氏名などの、具体的には名前だと思いますが、個人情報を社内に流布する行為、これは一体この中でどのように扱われるのか。

これもいろんなケースがあろうかと思しますので、極めて一般的なことになりますけれども、例えば、通報を受けた事業者が氏名などを社内に流して、その結果、通報者の就業環境を害したような場合には、そのような行為は、この法案で禁止している公益通報を理由とした不利益取り扱いに該当するというふうに思います。

その理由は、この法律の第五条で「不利益取扱いの禁止」というのが一般に規定をされています。「第三条に規定するもののほか、」云々「その他不利益な取扱いをしてはならない。」不利益な取扱いの例としてはこういろいろ書いてございますけれども、まさにこれは内容次第ということになりますけれども、それによって不利益、まさに通報者の職場環境を害したような場合には、これは不利益取扱いに該当するということになるかと思えます。

■第159回国会 参議院内閣委員会 第18号 平成十六年六月十日

○黒岩宇洋君

ありがとうございます。

そうしますと、更に質問の趣旨を変えますけれども、先ほど三木参考人のお話にもありましたけれども、やはり公益通報者が組織内で名前等が特定されるというこの瞬間に、事実上の大変なる不利益を被るという、これ私事実だと思っているんです。

今回のこの法案見てやはり非常に欠けているのが、その今言った通報者にとって致命的な出来事というのは、やっぱり組織で密告したことがばれてしまうという、これはやっぱり日本の風土でいいますと裏切り者ということですので、私、この点を何としても払拭することがこの法律にとって私は必要なことだと思っておるんですが、それなかなか明記されていないと。

そこで、松本参考人と浅岡参考人に御意見伺いたいんですけれども、やはり私は、まず公益通報者の特定したりないしは名前を漏えいすることを明確に禁止して、なおかつこの行為に対して罰則を設け、しかも特定された方の救済を条文できっちり明記する必要があると、私はそう考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人（松本恒雄君）

ここで言う公益通報者として匿名の場合も含むのかそうでないのかという話でありまして、匿名性が維持されている限りは不利益はないから入ってこないという構造になります。ただ、最初は匿名で社内で通報した、しかし名前がはつきりしてきた、これはもう名前を出しての通報と同じことでありますから、ここで不利益なことをしてはいけないということになります。

また、外部への通報あるいは行政機関への通報において、名前を出してもいいか、その場合に、匿名で通報した場合に、それを受けた機関がどのように対応するかというのは、まずそれぞれの行政機関あるいはNPO等の方針によるだろうと思います。名前を出して、私はこの会社のこういう者でこういうことだというふうに持っていった場合に、それを、その通報した人の名前を世間一般に公表していいのかどうかは、これは守秘義務の話になるというふうに思いますから、守秘義務がきちんと課されているところ限定する必要があるんじゃないかというような議論とつながって来るところであります。

○参考人（浅岡美恵君）

もし現在のこの法案のような仕組みにいたしますと、通報者側は大変、後々の措置、また公益を実現したいということをどう目的達成するかという思いから、むしろ匿名で信頼できるところに相談をするということが想定される場所でもあります。現在もあるわけではありますが。

これまで議論の中でも出てはおりますけれども、そうしたことがありましたときの犯人捜しをすることは戒めておく、また顕名で事業者あるいは行政機関に通報がありましたときに、その個人の名前等をしっかり守っていくということを、言葉ではおっしゃっておられるところもありますけれども、これは制度の仕組みの中にしっかり入れていくということも、本来公益通報を有益に社会が活用していくと、その事業所も活用していくという大きな仕組みの一つの、枠組みの一つの要素として十分考えていかなければならないと思います。

○黒岩宇洋君

これも冒頭の質問に戻るんですけども、やはり、ある人間が通報しました。言葉を悪くすれば告発しましたということがその組織内で明らかになってからではもう遅いわけですね。その後、解雇が無効であるとか、そのほか今あった不利益の取扱いの禁止ですといっても、ある意味、日本社会においては、ともすれば致命的な状況にもなっているかもしれないわけですね。

ですから、衆院での附帯決議では公益通報者の個人情報に漏えいしてはいけないというものが盛り込まれておりますけれども、私は、むしろもうこの法案本体、真っ先に個人情報の漏えいを禁止し、かつそこに罰則規定を設け、なおかつ、このことによって事実上でも不利益な取扱いを受けた方の、公益通報者の救済規定を盛り込む、私はこのことが大変重要だと思っているんですけども、竹中大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君）

冒頭、正に黒岩委員御指摘されたことに関連しますけれども、これ、通報を受けた事業者がこの通報者の氏名等の個人情報を漏らすというような行為は、これは、通報者の就業環境を著しく害するというところにこれはもう明らかになるんだと思います。このため、この法案では公益通報を理由とした不利益な取扱いを禁止している、正にこれは不利益な取扱いそのものであるというふうに思います。そうした意味で、個人情報の問題はその条項、第五条の中でしっかりと書かれているというふうに考えておりま

す。

それで、この点は、やはり十分に周知を図って、通報者の個人情報の保護が図られるように、これは附則にもありましたけれども、我々としても是非努力をしたいと思っております。

もう一点、これに関連しますけれども、行政機関が保有する個人情報の問題も当然出てまいろうかと思えます。

情報公開法においては、これは不開示情報にされているところである。また、行政機関個人情報保護法において、利用目的を具体的に明確にして、目的外の利用、提供を禁止しているということがございます。また、通報者の意思に反して通報者の氏名など個人情報の開示すべきではないということは当然でありますけれども、それに関しては国家公務員法の定める守秘義務の対象にも当然なるということだと思えます。そうした意味では、この法律の中で個人情報が出漏れないような規定というのは一応なされているというふうに考えております。

唯一、罰則と、それと救済というお言葉、委員からございましたけれども、罰則については、先ほど局長から御答弁¹させていただきましたけれども、あくまでも民事ルールの枠組みの中でこれは考えていかなければいけない問題であるということだと思えます。まして救済ということになりますと、これはだれが何を救済するのか、一般論としては、もしこれで個人情報を漏らしたような場合、これは、いわゆる個人が損害を受けたという意味での損害賠償の対象にはこれは一般論としてはなろうかというふうに思えますけれども、これは正に一般的な法理の中で解決されていくと思えます。

2 通報に係る情報の保護が問題となった主な事案

① 平成 20 年 3 月報道

内部通報制度の窓口業務に従事していた弁護士が、会社側に匿名で連絡をしなければならなかったところを、実名で連絡をしてしまったとこ

¹ ○政府参考人（永谷安賢君） この法案が制限する解雇やその他の不利益取扱いでございますけれども、正に労働者と事業者との労働契約関係という民事関係における問題でございます。したがって、そこに対する民事ルールの整備を行うことを基本として制度を考えているということでもあります。

一般的に申し上げまして、違法行為に対して罰則を設けるかどうかというのは、その規定によって行おうとする強制の程度等を勘案して決定すべきものというふうに考えられますけれども、国民生活審議会での御議論あるいは提言におきましては、このような幅広く適用される民事ルールを罰則により担保すべきというような議論には、そういう結論にはならなかったということでございます。

なお、この法案では、例えば原子炉等規制法のような個別法において、通報者に対する不利益取扱いを禁止して、これを罰則によって担保するということが原子炉等規制法等でなされておりますけれども、この法案ではそういうようなことを排除するものではなく、その旨を法案の第六条第一項に規定させていただいております。

ろ、所属弁護士会の綱紀委員会より「懲戒相当」の決議を受けた事案。通報者は、実名を会社に伝えられた後に自宅待機命令を受けている。

② 平成 26 年 2 月報道

アルツハイマー病の治療法確立を目指すプロジェクトにおいて、研究データが改ざんされたという内部告発メールを厚生労働省が受領したが、当該メールを研究チームの責任者に転送していた事案。

③ 平成 28 年 3 月報道

市の公益通報外部窓口の弁護士に通報した男性職員の氏名が、市側に伝えられていたことが問題となった事案。

公益通報外部窓口の要綱には「(外部窓口から)市へ氏名の報告は要しない」と定め、職員向けにはチラシなどで「通報者の秘密は守られる」「了承なく、市の職員に名前が伝わることは一切ない」と周知していたとのことであるが、了承の確認方法の規定はなく、弁護士の判断に任せられていた。

職員の通報メールに「私が通報者だと推認される覚悟はある。市コンプライアンス推進室から私に直接問い合わせていただく方が効率的かとも考えている」と記載されていたものの、通報者としては、「文面は告発の覚悟を示しただけだ。氏名は市に伝わらないと信じて外部窓口に通報した」とのことであった。

④ 東京高判平成 23 年 8 月 31 日 (労働判例 1035 号 42 頁)

Y社に勤めるXが、Xの上司であるAらが不正行為をしていた事実について、Y社のコンプライアンス室窓口に通報したところ、Y社は、コンプライアンス室の担当者が、Xが開示に同意していないにもかかわらず、通報者が本件内部通報によって是正・処分を求めている当の相手方であるAら(通報者の上司ら)に通報者が誰であることを告げ、その結果、Aらによって配転命令がされた事案(Y社においては、通報者本人の承諾を得た場合を除き、通報者の氏名等、個人の特定期間される情報を他に開示してはならないという規定を設けていた)。

⑤ 大阪高判平成 24 年 6 月 15 日 (原審：神戸地尼崎支部判平成 23 年 9 月 30 日)

Yとフランチャイズ契約を締結していたA社の従業員であり、A社の店舗Zで勤務していたXが、Z店がYの直営店になった際、直営後の雇用

を拒否されたことについて、Y内に設置された相談部署に相談したところ、担当者らが、Xの相談内容を、相談事項の当事者らに伝えた事案。

3 公益通報に関する労働者の意識

■平成24年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査報告書（下線は引用者）

3. 公益通報の意向

労務提供先で法令違反行為等がなされていることを知った場合、労務提供先（上司を含む）、行政機関、その他外部（報道機関等）に通報しようと思うかを尋ねた。

「通報する」が10.2%、「原則として通報する」が42.5%であり、これらを合わせた『通報する』割合が52.8%であった。

一方、「原則として通報しない」(31.8%)、「通報しない」(15.4%)を合わせた『通報しない』割合は47.2%であった。

12. 通報しない理由

労務提供先で法令違反行為等がなされていることを知った場合、労務提供先（上司を含む）に「通報しない」又は「原則として通報しない」と回答した者（1,417人）に対して、通報しない理由を尋ねた。

通報したことによって「(労務提供先に通報した場合、又は行政機関、報道機関等に通報したことが労務提供先に知れた場合、) 解雇や不利益な取扱いを受けるおそれがある」が34.4%と最も高く、次いで「通報しても改善される見込みがない」(22.3%)、「(通報したことが上司や同僚等に知れた場合、) 職場内でいやがらせ等を受けるおそれがある」(21.1%)、「通報したことによって労務提供先の業績の悪化や倒産を招き、自分も職を失ってしまう」(19.6%)が同程度で続く。

4 守秘義務に関する法律（五十音順）

① 高齢者虐待防止法第8条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

※同法第7条

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

※同法第9条

市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

② 個人情報保護法第16条（利用目的による制限）

- 1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2、3 （略）

※同法第15条

- 1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

③ 個人情報保護法第66条（適用除外）

個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

的

④ **国家公務員法第 100 条（秘密を守る義務）**

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

※同法第 109 条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

⑤ **児童虐待防止法第 7 条（児童虐待に係る通告）**

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

※同法第 6 条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

⑥ **児童福祉法第 33 条の 13（被措置児童等虐待の防止等）**

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

※同法第 33 条の 12 第 1 項

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道

府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

⑦ 障害者虐待防止法第 8 条（養護者による障害者虐待に係る通報等）

市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

※同法第 7 条

養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

⑧ 消費者安全法第 11 条の 8（秘密保持義務）

消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第二項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※同法第 11 条の 7（消費生活協力団体及び消費生活協力員）

- 1 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。
- 2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。
 - 二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うこと。

⑨ 消費者契約法第 25 条（秘密保持義務）

適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※同法第 50 条

次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

⑩ 職業安定法第 51 条（秘密を守る義務等）

- 1 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。
- 2 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

※同法第 66 条

次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

- 一～八 （略）
- 九 第五十一条第一項の規定に違反した者

⑪ 女性活躍推進法第 18 条（職業指導等の措置等）

- 1 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に

適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※同法第 30 条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者（職業指導等の措置等）
- 二 （略）

⑫ 探偵業の業務の適正化に関する法律第 10 条第 1 項（秘密の保持等）

探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

⑬ 特定秘密の保護に関する法律第 22 条（この法律の解釈適用）

- 1 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- 2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

⑭ 不正競争防止法第 2 条（定義）

- 1 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一～六（略）
 - 七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
 - 八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が

介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

2～5 (略)

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

※同法第4条

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

⑮ 不正競争防止法第21条(罰則)

1 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四 (略)

五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第四号に掲げる者を除く。)

七～九 (略)

⑯ 弁護士法第 23 条（秘密保持の権利及び義務）

弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

⑰ 労働者派遣法第 24 条の 4（秘密を守る義務）

派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

5 通報に係る情報の保護に関する海外の法令

(1) アメリカ：ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）

同法は、SEC は内部告発者から提供された情報や、内部告発者の身元が明らかになることが合理的に予想できる情報について、一定の場合を除いて開示してはならない旨の守秘義務規定を設けている（15 U.S.C § 78u-6(h)(2)）。

(2) オーストラリア：公益開示法（Public Interest Disclosure Act 2013）

同法は、開示者の身元の特定を可能にするおそれのある情報を開示者以外に開示することや、当該情報を利用することを禁止しており、違反した場合には刑事罰が科される（第 20 条）。

また、調査の過程で入手した情報を、他の者に開示した場合や、当該情報を利用した場合には、刑事罰が科される（第 65 条～67 条）

(3) EU：欧州評議会閣僚委員会から加盟各国への勧告（Appendix to Recommendation CM/Rec(2014)7）

公益通報者は、公正な裁判が保証されるように、身元の秘密が保持されなければならないとされている（V 18）

第2 外部通報の要件について

1 国会における議論（下線は引用者）

■第159回国会 衆議院内閣委員会 第14号 平成十六年五月十四日

○市村委員

すなわち、ここでいけば、内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合という場合は別に内部通報を前提とはしていませんので、そういうことで一、二、三ということだと思えます。

いずれにしても、何でこの要件を分ける必要があるのかというのが非常に疑問なんです。そのときに通報しようとする者がどこに行くかというのは、そのときの判断にした方がいいわけですね。内部でよければ内部に行くし、外部なら外部に行くし、行政機関がよければ行政機関に行くということであって、それについては別に要件に区別をつける必要はないはずなんです。なぜこういう要件にしているか。

要件を課しているということは、どうしても政策誘導的に、まず内部通報をきなさいね、その次には行政機関ですね、その次にはいわゆる報道機関や消費者団体ですねというようなことが、やはり素直に読めばそのようにとるわけですね、とられるわけですね。何でこんな、要件が違っているのか。私はやはり要件は等しくすべきだと思うんですが、どうですか。

○永谷政府参考人

出てきます通報がすべて善意できちんとした通報であれば全く何にも問題ないんですけども、現実的には、いろいろな悪意に基づく通報というものもあり得るということでもあります。

まさに私どもは、今回、この制度設計に当たりましては、事実と反する通報が事業者の外に出ていく、それによって、こういう御時世ですから、事業者が風評被害を受けるということも他方では考えられるということでもあります。そういうことを配慮して、この法案では、まさに、法令違反を通報することによる公益の実現と、それから事業者の正当な利益の保護の、そのバランスを通報の保護要件に差を設ける形で図っているということでもあります。

○市村委員

私、聞けば聞くほど、この法律はやはり事業者を保護する法律じゃないかということをおっしゃるんですよ。聞けば聞くほど。

だからさっき、あえて質問を続けていますけれども、これは公益通報者保護法ではなくて、法令違反を起こそうとしている、もしくは起こしている事

業者を保護する法律じゃないか。言いかえた方がよっぽど素直に、ああ、なるほどなど。そっちの方が風評被害が起きないから助かるだろうし、社会的コストも低いだろうからいいのかなというようなもし説明だったら、ああ、なるほど、そういうことですかと一瞬うなずきますけれども、やはり法令違反はだめですよというふうに、また思い返してそういうふうに言いたくなるようなことになるんですけれども。本当にお聞きをすればするほど、先ほどから局長の答弁だと、通報者の保護よりも、事業者が何かメリットがあるようなことばかりしかおっしゃらないんですね。

ちょっとまた質問を続けますが、だんだん疑問が増してきながらの質問になりますので、質問する意味、これ続けて意味があるだろうかというのが本当はあるんですが。

いずれにしても、通報の区別をつけているわけです。これは何でなのでしょう。内部通報と行政機関への通報と報道機関等外部通報というのは、なぜこれは、どういう理由があってこうやって要件を違えているのでしょうか。

○永谷政府参考人

内部への通報であれば、その通報の中身が外に出ていくというのは考えられないですよ。それから、行政機関に対する通報ということであれば、行政機関は守秘義務を負っていますので、その通報された中身が外に漏れるということはない。したがって、風評被害が生ずるおそれはない。ただ、それ以外の、全くの外部に出すということでありまして、先ほど申し上げましたように、まさに風評被害等が出てくる可能性がある。そのバランスを図る意味で、こういう形で保護要件に差異を設けているということがあります。

2 守秘義務の有無と通報の違法性阻却を関連させた裁判例（下線は引用者）

■東京地判平成 15 年 9 月 17 日（労判 858 号 57 頁）

証券会社Yの職員であるXが、Xの上司であるAのパワハラ的事实を伝えるため、Yの機密書類を弁護士に開示したところ、当該行為が秘密保持義務違反にあたるとして懲戒解雇されたため、地位確認請求をした事案である。結論として、守秘義務を負う弁護士に開示したことは秘密保持義務違反にあたらない等として、解雇が無効とされた。

裁判所は、「原告が、被告の許可なしに、企業機密を含む本件各書類を業務以外の目的で使用したり、第三者に開示、交付することは、特段の事情のない限り、許されない」としつつも、「弁護士は、その職責に鑑みれば、正式な委任関係に立つ前の段階であっても、法律相談に応じる場合には、

相談者から必要な事実関係、情報を知らされなければ適切な判断ができないし、職務上知り得た秘密を保持する義務を有するから（弁護士法23条）、相談者が自己の相談について必要であると考えer情報については、たとえその中に企業機密に関する情報が含まれている場合であっても、企業の許可を得なくてもこれを弁護士に開示することは許される」と判示して、弁護士が守秘義務を負うことを一つの根拠として、秘密保持義務違反とはならないとした。

3 情報提供と事業者の利益侵害との相当因果関係の判断基準を示した裁判例（下線は引用者）

① 東京地判平成11年2月15日（労判755号15頁）

生命保険会社であるY社の元常務取締役Xが、Yの特定の融資先との融資取引の内容、千代田生命内の人事問題、経営問題に係る社内の稟議の内容を週刊誌記者に提供し、週刊誌に記事が掲載され、Yが損害を被った。そこで、YがXに対し約2億5000万円の損害賠償請求を行った事案である。結論として、相当因果関係を肯定し、Yの損害賠償請求が認められた。

裁判所は、情報提供者の責任について「問題は、両者間にメディアの独自の判断（編集権）が介在することにより因果関係が否定されるかであるが、情報提供者が提供した情報内容に従った記事が掲載される蓋然性が高く、かつ、情報提供者自身がこのことを予測し容認していた場合には、情報提供行為と記事による名誉毀損との間の相当因果関係は存在すると言すべきである。

本件についてこれを見れば、Xは、本件各記事が問題とするバブル期の乱脈融資について、これに参加する地位にあった者であり、Xから提供された情報及び資料は、記者から見れば、千代田生命の中核にいてその内実を明らかにすることができる者ないしは有力な内部告発者のそれとして喉から手が出るほど欲しいそれであったことは推測に難くない。

そうであれば、Xがかかる情報を提供すれば、当該情報がそのような情報としてほぼ原形のまま記事として掲載公表される蓋然性は相当高い（そうでなければ、スクープ記事としての意味はない）はずであり、かつ、X自身も記者が自分に対して取材を申し込んできたことから、当然このことを予測容認していたはずである。現に、甲一、二の各記事は、Xの提供した情報を元役員、関係者または内部告発者のコメントとして、かつこ書きで、発言をそのままの形で引用する形式で掲載し、かつ、資料も原文のまま引用しているのであり、これがこれらの記事に迫真性を与え、スクープとしての価値を付与していることは、記事を一読すれば、自ら明らかであ

ろう。

よって、本件情報漏洩と本件各記事による名誉毀損との間には、相当因果関係がある。」と判示している。

② 福岡高判平成 19 年 4 月 27 日（判タ 1252 号 285 頁）

クリーニング業を営むY会社を退職したXが、Yが運営する店舗において、顧客に対し「オゾン&アクアドライ」という工程でクリーニングを行うことを受注しながら実際には当該工程を行っていないという事実を、新聞社の記者に対し告発し、新聞社が当該事実を週刊誌の記事として掲載したところ、Yが名誉毀損等を理由に、X及び新聞社に対して、5500万円の損害賠償を請求した事案である。結論として、相当因果関係を肯定したものの、Yの損害賠償請求は認められなかった。

裁判所は、情報提供者の責任について「XがC記者に対して情報を提供し、それを発端として本件記事が掲載されることになったということができるとしても、Xが意図的にYに不利益な虚偽の内容の記事を掲載させようとした事実はもとより、掲載前の本件記事のゲラをXがチェックするなどしていたものと認めるべき証拠もないことからすれば、本件記事の内容によって、控訴人に社会的評価の低下等の損害が生じていたとしても、そのことについて、XにYに対する不法行為が成立するものということとはできない」と判示した。

③ 東京地判平成 25 年 11 月 12 日（判タ 1418 号 252 頁）

世界的なファッションブランドを展開するYの従業員であったXが、マスメディアに働き掛けて自らを取材させ、また自らマスメディアに対する記者会見をする等により、Yにおいて女性従業員に対する年齢、容姿等を理由とした降格・異動処分及び退職強要、従業員に対する自社商品の購入強制等が行われているなどの事実を摘示したところ、YがXに対し損害賠償を請求した事案である。結論として、Yの損害賠償請求が認められた。

裁判所は、情報提供者の責任について「一般に、新聞や雑誌の記事の編集権は当該新聞や雑誌の出版社にあり、出版社は、その責任と権限において、種々の取材を行った上、事実を取捨選択して記事の内容を構成し、これを新聞や雑誌に掲載する。また、不特定多数の読者に頒布される新聞や雑誌の出版社は、その記事の作成に当たり、特定の取材源からの情報を鵜呑みにすることなく、可能な限り取材を尽くして、その記事の正確性の確保に努める義務を負う。したがって、一般に、出版社から

の取材に応じて他人の名誉等を毀損する情報を提供した者は、出版社が独自の裏付け取材や編集作業を行った上で記事を掲載するものとするのが通常であって、自己の提供した情報がそのままの形で記事として掲載されることは予見していないのが通常である。したがって、情報提供者の提供した情報がそのままの形で記事として掲載された場合であっても、その者が出版社からの取材に応じて他人の名誉等を毀損する情報を提供したと、その情報がそのままの形で記事として掲載され、それにより当該他人の社会的評価を低下させたこととの間には、特段の事情がない限り、相当因果関係がないものと解するのが相当である。しかし、情報提供者が、自己の提供した情報がそのままの形で記事として掲載されることに同意していた場合又は自己の提供した情報がそのままの形で記事として掲載される可能性が高いことを予測し、これを容認しながらあえて当該出版社に対して当該情報を提供した場合は、上記特段の事情を認めて、情報提供者が出版社に対し他人の名誉等を毀損する情報を提供したと、その提供した情報がそのままの形で記事として掲載され、それにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、相当因果関係があるものと解するのが相当である。」と判示している（結論として、相当因果関係を肯定した）。

4 通報対象事実の真実相当性、証拠等を求めている行政機関の例

■証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口ウェブサイト（下線は引用者）

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

《公益通報窓口で受け付ける通報について》

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であること。（当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。）
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

5 行政機関の調査の着手にあたり真実相当性を法律上求めない例

■行政手続法第36条の3（処分等の求め）

- 1 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 法令に違反する事実の内容
 - 三 当該処分又は行政指導の内容
 - 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - 六 その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

6 緩やかな判断基準を用いたと考えられる裁判例（下線は引用者）

（1）真実相当性の立証責任を事業者が負うとした裁判例

① 東京高判平成11年10月28日（判タ1065号387頁）

Y公団の職員であったXが、Yに在職中、Yが事業者として実施することとなっていた道路建設工事について、用地確保、維持管理費等の観点から批判を加え、他のルートに変更の上で建設すべきであるとの意見を新聞紙上に投書したところ、YはXを停職3ヶ月の懲戒処分とした。そこで、XがYに対し、当該処分が違法であったとして、損害賠償を請求した事案である。結論としては、Xが投書において指摘していた事実が著しく事実に反するとし、懲戒停職処分の事由は実質的にはほぼ全部が認められたといえるとして、懲戒停職処分が有効と判断された。

裁判所は、真実相当性の立証責任について「なお、本件懲戒停職処分の事由にいう、「Yの名誉は著しくき損された」というのは、本件投書の内容によってYの名誉が毀損されたというものではなく、①②の行為により、地元関係者はもとより、関係各方面に多大な混乱を生じさせたことにより即ち、Yの名誉が著しく毀損されたという趣旨であることは、前記の本件懲戒停職処分の理由の構成から明白である。したがって、本件投書に

かかる①②の行為の存在、それらの行為により、地元関係者はもとより、関係各方面に多大な混乱を生じさせたこと、そのような多大な混乱を生じさせたことにより即ち、Yの名誉が著しく毀損されたことは全てYが証明責任を負うのであり、通常の名誉毀損による損害賠償請求のように、本件投書の記載内容が、公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的に出た場合で、記載事実が真実であること、あるいは記載事実が真実と信ずることについて相当の理由があることの証明責任が、投書者であるXにあると解するのは相当でない。」と判示している（結論として、真実相当性を否定し、懲戒処分を有効としている）

（２）真実相当性とは別の要件を設定した裁判例

① 仙台地判平成9年7月15日（労判724号34頁）

学校法人であるYの職員であるXが、Yの教授兼総務部長であった者らを、背任及び業務上横領の理由で検察庁に告発したところ、懲戒解雇されたことから、地位確認を請求した事案である。結論として、告発したことは懲戒解雇事由にはあたらないとして、地位確認請求が認められている。

裁判所は、「(2) 告発は、被告発人等の名誉を損なうおそれがある行為であるから、告発を行う者は、犯罪の嫌疑をかけるのに相当な合理的資料があることを確認すべき注意義務を負うものというべきである。したがって、Xが、本件告発を行うにあたり、犯罪の嫌疑をかけるのに相当な合理的資料があることの確認を著しく怠っていた場合には、就業規則六〇条六号の「重大な過失」に該当するということができる。そこで、本件告発について、Xが、嫌疑をかけるのに相当な合理的資料があることの確認を著しく怠っていたか否かの点について判断する。」と判示し、真実相当性とは別の判断基準を示している。

そして、背任及び業務上横領の嫌疑について、合理的な根拠が全くなかったということとはできないと判断の上、「右〈1〉及び〈2〉において述べた点に加えて、(証拠・人証略)及び弁論の全趣旨によれば、本件告発人らは、X代理人弁護士らに相談を行い、右弁護士らと検討を重ねた上で本件告発を行ったと認められること、犯罪事実の告発を行う場合、罪障(ママ)隠滅のおそれを考慮すると、被告発人本人に事情を確認することは困難といえる場合もあることから考えると、Xが、本件告発を行うにあたり、嫌疑をかけるのに相当な合理的資料があることの確認を著しく怠ったということとはできない。したがって、Xの本件告発行為は、「重大な過失」によるものということとはできず、就業規則六〇

条六号に該当するということとはできない。」と判示した。

② 大阪地判平成 10 年 3 月 26 日（判タ 1003 号 225 頁）

Y 1 病院において、入院患者が死亡した件について、A 病院の院長である X は、Y 1 の院長である Y 2 の説明から、Y 1 の処置が不適切であり、刑事事件に関連する可能性もあると考えて、警察署に対し通報し、その後、新聞社の記者から、取材申込みを受け、テレビ番組に出演して公表したところ、これにより Y らの名誉が毀損されたとして、Y らが X に対して損害賠償を請求した事案である。結論として、Y らの損害賠償請求が認められなかった。

裁判所は、警察への通報について、「仮に右内容が結果として正確ではなかったとしても、それ故に直ちに違法となるものではなく、通報に理由のないことを知りながら、他人を陥れる目的であえて通報するなど、その内容、方法において相当性を欠く場合にのみ違法となるものと解される。これを本件についてみるに、前記のとおり、X が警察に通報したのは、自己の診察した甲の症状が、外傷を伴う重篤なものであったにもかかわらず、Y 2 が、右症状につき十分な説明をせず、かえって事実関係をすべて否定するという不審な態度をとったため、刑事事件に該当する可能性もあると判断したからであり、しかも右通報内容は、レントゲン写真、血液検査の結果等の客観的資料及び医師としての診断内容に基づくものであったのであるから、X がなした本件通報行為は、その内容、方法において相当なものであったといえ、したがって、右を違法なものということとはできない。」と判示した。

③ 福岡地判平成 10 年 10 月 14 日（労判 754 号 63 頁）

運送業取扱業及び貨物運送業等を目的とする株式会社である Y 社の従業員である X が、Y の営業部次長 A に刑事処分を受けさせる目的で、A が過積載の責任者である旨の虚偽の事実を申告した等として、解雇されたため、地位確認請求を認めた事案である。結論として、地位確認請求は認められた。

裁判所は、X の真実相当性を否定しつつも、「X が過積載の自己申告をし、結果として A が取調べを受けたとしても、X が A に 刑事処分を受けさせる目的で虚偽の事実を申告したと直ちに推認することはできない」等と判示して、X の地位確認請求を認めた。

④ 東京地判平成 27 年 1 月 14 日（労経速 2242 号 3 頁）

高齢者等に弁当を配達するサービス業者である Y 社にパートタイマーとして雇用されていた X が、Y において不衛生な状況が見られる、食中毒の危険性がある等として、保健所の職員に通報をしたところ、立ち入り検査の結果、通報事実が認められず、Y から虚偽の通報を行ったこと等を理由として、解雇されたため、X が Y に対し労働契約上の地位確認等を請求した事案である。結論として、解雇は無効であるとされ、地位確認請求が認められた。

裁判所は、「通報事項①ないし⑤については立入検査の結果でも事実であることの確認がされておらず、見聞事項④ないし⑧についても直ちにかかる事実が存在したとは認められていない。

しかしながら、見聞事項④についてポットに味噌汁を入れたときの衛生管理について検討すること、見聞事項⑧についてスプレー式の除菌剤の使用方法について社内で話し合うことについて指導注意がなされ、また、それ以外にも大量調理を行う町の弁当屋ではよく見られることではあるものの、厚生労働省が策定した大量調理マニュアルからするといくつかの不備があるとして 15 項目にわたる衛生指導がなされている（乙 10、証人 B）。

また、X が世田谷保健所に通報した、見聞事項④ないし⑧、通報事項①ないし⑤は、Y の従業員の食品衛生に対する意識が低いということの具体的な指摘であるとも評価しうるところ、平成 25 年 2 月 7 日、世田谷保健所において、Y の従業員に対して食品衛生講習会が開かれているところでもある（甲 24）。

こうしたことからすれば、X の行った通報の根幹部分である本件店舗に不衛生な状況が見られ、食中毒の危険性がある、又は、Y の従業員の食品衛生に対する意識が低いということについて、全くの虚偽であると言い切れるかについては疑問があるし、少なくとも原告がそのように信じたことについてはそれ相応の理由があるといえる。」と判示した。

7 外部通報の要件に関する海外の法令

(1) イギリス：公益開示法（public Interest Disclosure Act 1998）

①省庁担当大臣から指定された者への開示の場合（第 43 条 F）

省庁担当大臣から指定された者への情報開示を理由とする不利益取扱いを禁止する要件として、通報者が真実であると誤信したことについての合理的な理由が必要である（開示される情報とそれに含まれる主張が本質的に真実であることを合理的に信じていることが必要である）。

②その他外部の通報先への通報の場合

イ) 通常の場合 (第 43 条 G)

その他外部の通報先への情報開示を理由とする不利益取扱いを禁止するために、原則として、以下のいずれの要件をも満たすことが必要である。

- A 誤信についての合理的理由 (当該労働者が開示される情報とそれに含まれる主張が本質的に真実であると合理的に信じていること)
- B 特定事由該当性 (以下のいずれかに該当することが必要である)
 - ・使用者、大臣が指定する者への開示を行えば、使用者によって不利益な取扱いを受けると、開示時において合理的に信じていること
 - ・当該問題に関して大臣から指定される者がいない場合において、使用者に対して開示をすれば、当該問題に関する証拠が隠蔽されたり破壊されたりする可能性が高いと当該労働者が合理的に信じていること
 - ・以前に当該労働者が本質的に同様な情報を、使用者に対して、あるいは、大臣の指定する者に開示したことがあること
- C 当該労働者が自己の利益のために開示を行うのではないこと
- D 開示を行うことの合理性 (開示先はいかなる者であるか、当該問題の重大性、当該問題は現在も継続しているか、あるいは、将来生じる可能性が高いか、当該開示は使用者が第三者に対して負っている守秘義務の違反となるか、使用者等の以前の開示先となった者が以前の開示の結果として採った行動、あるいは、採るべきであったと合理的に期待されうる行動、使用者に対する開示を行うに際して、当該労働者が使用者によって認められた手続を遵守していたか等を検討することとされている)。

ロ) 法律専門家への助言を得る過程での情報開示の場合 (第 43 条 D)

法律専門家への助言を得る過程での情報開示を理由とする不利益取扱いを禁止するにあたっては、上記の要件を要求していない。

ハ) 特に重大な問題の開示について (第 43 条 H)

当該問題が特に重大な性質の事実の情報開示を理由とする不利益取扱いを禁止する要件としては、(1)のうちB特定事由該当性が要求されず、その他A、C、Dの要件のみで判断される。

もともと、D（合理性の要件）の判断に際しては、開示先がいかなる者であるかが特に考慮されなくてはならない。

（２）アメリカ：サーベンス・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）

同法では、通報者に対する不利益取扱いを禁止する要件として、通報者が郵便・通信・銀行・証券の詐欺行為を禁じる連邦法、米国証券取引委員会規則等に違反する事実があると合理的に信じて、連邦規制機関等に対して、情報提供や捜査協力をしたことを必要としている（18U.S.C. § 1514A）

（３）EU：欧州評議会閣僚委員会から加盟各国への勧告（Appendix to Recommendation CM/Rec(2014)7）

通報者が通報の重要性を見誤っていたり、通報により発覚した公益への脅威が実際には発生しなかったとしても、通報者がそのように信じたことに合理的な根拠がある場合、かかる通報をしたことのみを理由として通報者への保護を取り消すべきではないとされている（VII 22）

8 取締役の外部通報を保護するための要件について（下線は引用者）

（１）内部での是正を求めずに外部に通報したことを違法とした裁判例

■ 東京地判平成 26 年 12 月 18 日（判時 2253 号 64 頁）

Y社の取締役であるXが、Y社の取締役会を招集しあるいはその役員に何ら相談しないまま、スポーツ記者ら多数を含むマスコミ各社に対し、記者会見を行い、Y社の取締役会長であり、Y社の親会社の代表取締役であるAに問題行動があり、コンプライアンス違反に該当する旨を述べたところ、取締役を解任され、YからXに対し損害賠償請求がなされた事案である。結論として、Yの損害賠償請求が認められた。

裁判所は、「取締役が、取締役会の招集等による会社内部における調査・検討を経ないまま、記者会見を行って、他の取締役の違法行為等を対外的に公表する行為は、一方で、取締役が違法行為をすることに対して一定の抑止力を有することは否定できないものの、他方で、違法行為等の存否につき調査・検討が未了の段階で、違法行為等の存在やコーポレート・ガバナンスの欠如を公表することにより、会社の社会的信用を必要以上に失墜させるおそれがあるばかりか、公表行為に起因する会社内部の混乱を誘発し、会社の業務活動に支障を生じさせることにもつながり、会社に対し、本来であれば回避することができた損害を発生させるおそれがあるもの・・・から、取締役会や監査役による監督・監査権限の行使がおよそ期待できない場合や、取締役会の招集等を行う時間的余裕がない場合など、取締役会の招集等によ

っては当該違法行為等を是正することが不可能又は著しく困難といえる特段の事情のある場合を除き、許されないと解するのが相当である」と判示している。

(2) 法令違反行為について取締役が外部に開示しないことを違法とした裁判例

■ 大阪高判平成 19 年 1 月 18 日 (判時 1973 号 135 頁)

A 社の取締役である Y らが、販売している商品に無認可添加物が混入していることを認識していたにもかかわらず、これを公表せずに、販売を継続し、通報者に対して口止め料を支払うなどした行為が、会社に対する善管注意義務に違反するとして、Y らが、株主代表訴訟による損害賠償請求をされた事案である。結論として、善管注意義務違反があるとして、Y らに損害賠償義務が認められた。

裁判所は、「控訴人らがとった行動は、上記のとおり事実の隠蔽であり、役員協議会に報告することも、危機管理体制の発動を促すこともなく、A 社の信用失墜の防止と消費者の信頼回復のための措置をとることもなかったものであり、それは、A 社が危機的状況において役員に期待する行動規範に反することはもちろん、A 社の信用を著しく毀損し、消費者の信頼を失わせるもの以外の何物でもなく、A 社の利益に反するものであり、上記善管注意義務に反するものというべきである」と判示している。

(3) 内部規範に優先する法令の遵守が求められている場合には、内部で是正をせずに外部に開示できるとした裁判例

■ 広島高裁松江支判平成 27 年 5 月 27 日 (労判 1130 号 33 頁、原審：鳥取地判平成 26 年 4 月 23 日)

学校法人である Y の理事であった X が、元県議会議員に対して Y 理事長の職務遂行上の問題点を示す書面を交付したところ、Y から解任された。そこで、X が、解任が無効であると主張して、Y に対し解任後の報酬及び不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。結論として、解任が違法とされ、損害賠償請求が認められている。

裁判所は、法人内部の問題を外部に開示する行為が正当化されるための判断について、「学校法人の理事長の職務執行上の種々の問題点を部外者たる学校法人外部の有力な第三者に説明し、当該部外者の力を利用して理事長を退任させようとする行為が、当該学校法人内部における、公正な議論に基づく問題解決の芽を摘み、当該学校法人の秩序を攪乱しこれを毀損し、また、当該理事長の名誉毀損・侮辱にわたりかねないにもかかわらず、なおこれが

正当化され得るのは、当該学校法人の秩序を維持するための内部規範に優先する法令の遵守が求められている場合に限られるというべきであるから、少なくともその説明内容に当該理事長の違法行為を含んでいる必要があると解するのが相当である。」と判示している。

(以 上)